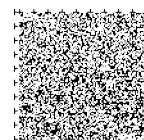


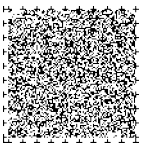
だい しょう せい か もくひょう 第 2 章 成果目標

- 1 ふくし しせつ にゅうしょしゃ ち いきせいかつ い こう
福祉施設の 入所者の 地域生活への 移行
- 2 せいしんしょうがい たいおう ち いきほうかつ
精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム
の構築
こうちく
- 3 ち いきせいかつ し えんきよてんとう せいび
地域生活支援拠点等の 整備
- 4 ふくし しせつ いっぱんしゅうろう い こうとう
福祉施設から 一般就労への 移行等
- 5 しょうがいじ し えん ていきょうたいせい せいび とう
障害児支援の 提供体制の 整備等
- 6 ち いきせいかつ し えん じゅうじつ
地域生活支援の 充実

本市では、第1期から第3期にわたる計画において、福祉施設に入所又は精神科病院に入院されている方が地域での生活へ移行していくことや、福祉施設を利用している方に一般企業等での就労に向けた支援を行うことを取り組むべき課題とし、4つの目標を設定して、取り組んできました。第4期計画では、地域生活を支援するための拠点の整備を新たな目標として定め、3期にわたり取り組んできた方策を継承しつつ、取り組んできました。

第5期計画では、国の基本指針の見直しが行われ、これまでの5つの成果目標について、一般就労への移行において職場定着率を加えるといった拡充や、精神病床からの退院率に新たな時点を加えるといった項目の見直しを行うとともに、児童福祉法の改正により障害児福祉計画を定めるものとされたことから、障害児支援の提供体制の整備等を新たな目標として定め、4期にわたり取り組んだ方策を継承、発展させていきます。





1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

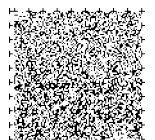
入所施設における集団的な生活から、障害者が自ら選択し決定できる地域生活への移行を促進します。

目標

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数1,132人のうち、105人が地域生活へ移行するものとします。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数1,132人から23人減の1,109人とします。

目標設定にあたっての考え方

- 施設入所者の地域生活への移行者数については、以下の2点を踏まえて目標人数を設定しました。
 - 市内障害者支援施設利用者の実態調査※において、入所者本人もしくはその家族が地域での生活に対して何らかの希望を持っていると回答した人数に、今後の新規入所者のうち地域生活への移行者数を9%（国基本指針の目標割合）として加えた人数とします。
 - ※ 調査対象者：市内障害者支援施設の利用者全員（市内支給決定者のみ）
571名
 - 平成28年度までの地域生活への移行実績を勘案して、第4期までに達成できなかった人数は目標値に加えません。
- 施設入所者数については、引き続き入所希望者（待機者）が多い状況も踏まえて、国の基本指針に即して平成28年度末時点から2%減少することを目標とします。

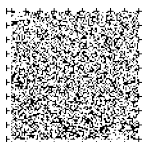


目標を達成するための対応

- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。その際、地域生活の支援強化を図るため、相談支援機能や短期入所機能を併せ持つ地域生活支援拠点等の設置増により、安心して地域生活を継続しやすい環境の整備に努めます。
- 身体障害者自立生活体験事業等、施設入所している障害者が実際に地域生活を体験したり、そのための訓練を行うことができる事業を引き続き実施するとともに、障害者（施設入所者）地域生活移行訓練事業等を活用して、入所者とその家族の地域生活移行に対する理解の促進を図ります。
- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、施設入所者の地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 入所施設・事業所間の有機的なネットワークを引き続き確保しながら、地域生活移行に係る懇談会等を通じ、地域生活移行の成功事例に係る支援プログラム等の共有を図ります。
- 現在入所中の本人やその家族に特に不足していると思われる地域生活移行に対するイメージ（成功体験）を持つ機会・場の提供を積極的に行うとともに、今後新規の入所希望者に対して、本人の意向・希望を十分に把握した上で、施設入所を終の棲家ではなく将来の多様な生活像の一つとして捉えられるように支援する等、入所に際しての働きかけも行っていきます。
- 平成30年度から創設される「自立生活援助」を活用し、障害者の地域生活移行後の在宅生活を継続的に支援します。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成32年度末時点の施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを行うことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることで、地域への受入条件が整えば退院可能な、いわゆる「社会的入院」をしている精神障害者の退院と社会復帰を促進します。

目標

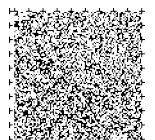
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場（代表者会議・実務者会議）を設置します。
- 平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を1,808人とします。
(65歳以上868人、65歳未満940人)
- 平成32年度における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上とします。
- 平成32年度における入院後6か月経過時点の退院率を84%以上とします。
- 平成32年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上とします。

目標設定にあたっての考え方

- 新たに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目標とします。
- 国の目標値を基準とし、入院後3か月経過時点の退院率の引き上げ、入院後1年経過時点の退院率の維持、長期入院者数の減に加えて、新たに入院後6か月経過時点の退院率を目標とします。

目標を達成するための対応

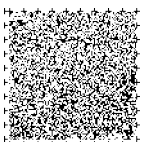
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業者、本市における障害保健福祉部門、保健センター等の関係者間の相互理解の促進や強化に取り組みます。



- 障害者基幹相談支援センターによる取組として、精神科病院からの地域への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行うほか、相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業所の充実を図ります。
- 地域移行を進めるツールとして本市独自で作成した「地域移行・地域定着支援普及啓発用のパンフレット」を活用し、長期入院患者の動機づけ支援を行うとともに地域移行を担う人材の育成に取り組みます。
- 当事者や家族によるピアサポートの活用を図るため、ピアサポート養成研修を開催するとともに、精神障害者に対する正しい理解の普及啓発に取り組みます。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。

【参考】国の基本指針

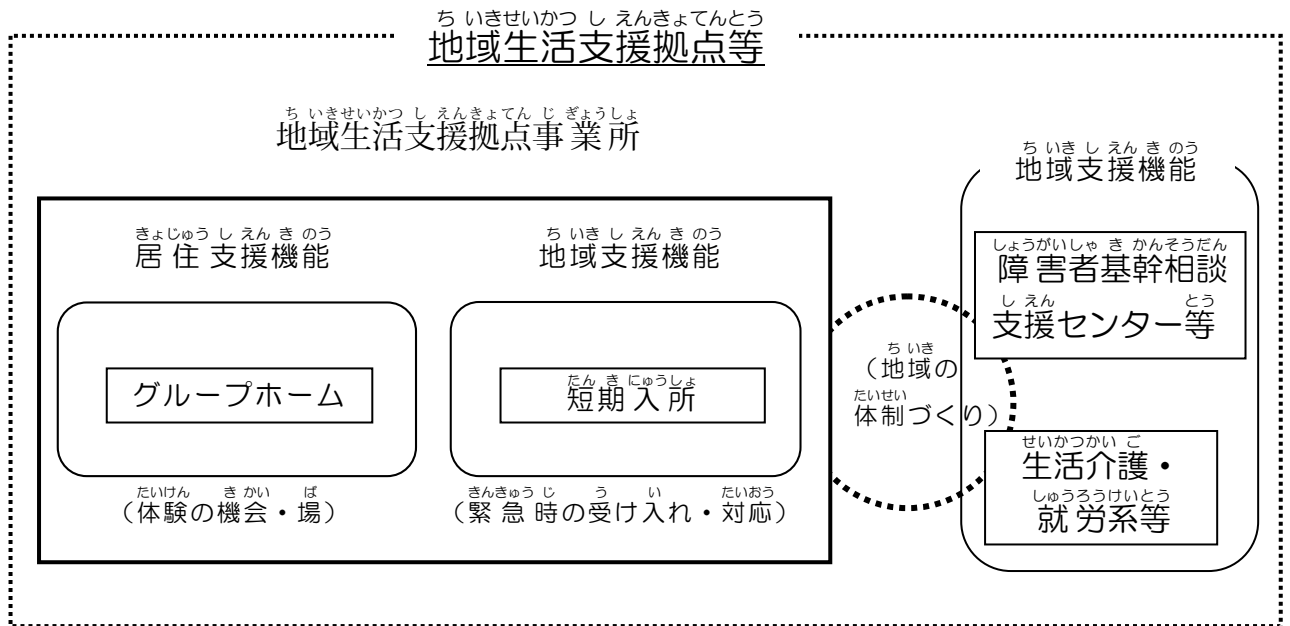
- 平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに精神障害者地域移行・地域定着支援協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 国が定める式により算定した平成32年度末精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 平成32年度末における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上とすることを基本とする。
- 平成32年度末における入院後6か月経過時点の退院率を84%以上とすることを基本とする。
- 平成32年度末における入院後1年経過時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。



3 地域生活支援拠点等の整備

通常規模のグループホームに短期入所を組み合わせたものを地域生活支援拠点事業所とし、これと障害者基幹相談支援センター等の地域支援機能が連携する体制を確保すること（面的な整備）により、障害者の地域生活を支援します。

【本市における地域生活支援拠点等の面的整備イメージ】

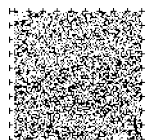


目標

- 平成32年度末までに地域生活支援拠点事業所を8か所整備するものとします。

目標設定にあたっての考え方

- グループホーム、短期入所とともに今後もニーズが増加することを踏まえて整備を促進する必要があります。
- 地域支援機能としての地域相談支援は、各区に設置の障害者基幹相談支援センター等との連携により確保します。
- これまでのグループホーム整備実績から、平成30年度以降2か所ずつの整備を見込みます。



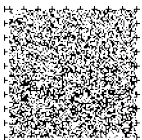
目標を達成するための対応

- 国庫補助を活用した新規整備を推進します。その際、意向を持つ事業者に対し、過去の地域生活支援拠点事業所の整備事例を基に整備に向けたノウハウを提供していきます。
- 新規整備が困難な地域等においては、既存事業所の地域支援機能を活かして拠点事業所として位置づけることも検討していきます。
- 整備にあたっては、できるだけ地域的なバランスを考慮するよう努めます。

【参考】国の基本指針

■ 平成32年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする。

※地域生活支援拠点等に求められている5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を踏まえ、本市の地域生活支援拠点等の機能強化を図っていきます。特に、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、⑤地域の体制づくりの強化を図ります。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般企業等への就労移行を進めます。

目標

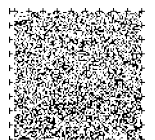
- 平成32年度の1年間で605人が一般企業等へ就労移行するものとします。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%とします。

目標設定にあたっての考え方

- 平成28年度までの就労移行実績を踏まえ、国の基本指針に即し、平成28年度の一般就労への移行実績(403人)の1.5倍の人数が就労移行するものとします。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%とするものとします。

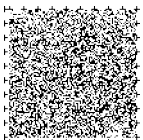
目標を達成するための対応

- 特別支援学校の保護者・生徒・福祉施設利用者等に対する一般就労に向けた説明会の開催や、企業における職場見学・実習の実施等により、障害者等と企業双方の不安感の解消や相互理解の促進を図ります。
- 先行する就労移行支援事業所の取組事例や成功事例を共有する場を設けながら、事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上を図るとともに、個別の就労移行支援事業所が抱える課題等を把握して、関係機関のネットワークを活用する中で課題解決を促し、事業所のレベルアップを図ります。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、障害者雇用を推進している企業への支援を図るとともに、企業を対象にしたセミナーや企業見学会の開催等により、障害者雇用の啓発に努めます。
- 市内4か所に設置されている障害者就労等の相談支援機関を中心に、障害者等の就労支援に関するネットワークの強化を図るとともに、障害者等の一般就労に向けた相談支援や定着支援を実施します。



さんこう くに きほん ししん
【参考】 国の基本指針

- へいせい ねん ど ちゅう いっぱんしゅうろう いこう もの へいせい ねん ど いっぱんしゅうろう
平成32年度中に一般就労へ移行する者が、平成28年度の一般就労へ
の移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- かくねん ど しゅうろうていちゃくしえんじぎょう による しえんかいし から ねんご しょくば
各年度における就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場
定着率を80%以上とすることを基本とする。



5 障害児支援の提供体制の整備等

1 児童発達支援センターを中核とした支援体制の維持

児童発達支援センターを中核とした子ども発達支援の体制を維持します。

目標

- 平成32年度の時点で10か所の児童発達支援センターを継続して設置します。

目標設定にあたっての考え方

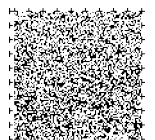
- 児童発達支援センターを就学前の発達に遅れ等のある子どもが定期的・継続的に通園する通園型施設、児童発達支援事業所を子どもや保護者の状況に応じて利用する施設と位置づけ、児童発達支援センターには所管地域を設定し、2歳以上の希望する子どもは全て通園できるよう受入体制を整えます。

目標を達成するための対応

- 児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持します。
- 児童発達支援センターは2歳以上の入園希望者が認可上の定員を超える場合には、安全な施設運営が見込まれる範囲で認可上の定員を超えて入園を認めます。また、定員を超える入園者が続く場合は、状況に応じて定員の変更をします。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。



2 保育所等訪問支援体制の構築

支援を必要とする子どもが幼稚園・保育所等に通いながら支援を受けられる体制を整えます。

目 標

- 平成32年度の時点で希望する全ての子どもが保育所等訪問支援を利用できる体制を整えます。

目標設定にあたっての考え方

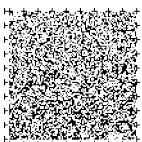
- 保育所等訪問支援と同趣旨の事業との役割を整理するとともに、保育所等訪問支援を効果的に実施する方法を確立し、平成32年度の時点で全ての児童発達支援センターで希望に応じて保育所等訪問支援を利用できるようサービスの供給体制を整えます。

目標を達成するための対応

- 幼稚園や保育所も含め、本市としての体系的な児童発達支援のあり方を検討し、保育所等訪問支援の効果的な実施方法の方針を決定するとともにニーズの把握を行います。
- 保育所等訪問支援を円滑に実施するための児童発達支援センターの体制について検討をします。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。



3 重症心身障害児支援体制の構築

重症心身障害児が必要な発達支援を受けられる体制を整えます。

目標

- 平成32年度の時点で、主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1か所以上確保します。

目標設定にあたっての考え方

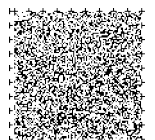
- 平成32年度の時点で重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1か所以上確保します。

目標を達成するための対応

- 重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に對するニーズの把握に努めるとともに、ニーズに應じて重症心身障害児を受け入れられる事業所を開設できるよう、重症心身障害児受入のノウハウや医療的ケアについての知識等を学ぶ研修の実施等を検討します。

【参考】国の基本指針

- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。



4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制づくりを進めます。

目標

- 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

目標設定にあたっての考え方

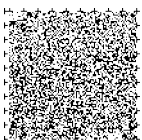
- 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、庁内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の所管部署が連携を図るための会議等を設置します。

目標を達成するための対応

- 会議の設置を円滑に進めるため、庁内の各関係部署が定期的に情報共有及び意見交換を行うための準備会等を開催します。

【参考】国の基本指針

- 平成30年度末までに、各都道府県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議の場を設置することを基本とする。



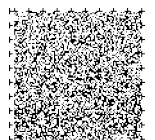
6 地域生活支援の充実

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に地域で暮らしやすいよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制の充実を図ります。

目標

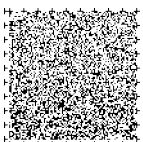
障害者基本法にある「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の下、障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した生活を営み、地域で共生していきけるよう、必要なサービス提供基盤や地域における相談支援体制を充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう努めていきます。

特に、障害者等やその家族の高齢化、重度化への対応が課題となっていることから、年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた個別支援とともに、身近なところで相談支援を受けることができるよう、地域におけるサービス拠点の整備や身近な相談支援機能の充実に努め、地域生活の支援体制の強化を引き続き推進します。



目標を達成するための対応

- 移動支援事業を含む訪問系サービスについては、ヘルパー確保の取組を推進する等により、必要な人に必要なサービスを提供できるようなサービス量の確保を図ります。また、ヘルパーに対する各種研修を引き続き実施することにより、サービスの質の向上を図ります。
- 日中活動の場の確保に努めるとともに、職員研修の開催や定期指導の実施等により、事業所における利用者支援の質の確保に努めます。また、介護者の急な不在等への対応など、短期入所の拡充を図ります。
- グループホームについて、国庫補助及び民間助成の活用、市の運営費等補助制度の実施、事業所の安定的な運営を確保するための事業者指導等を通じて、引き続きその設置促進を図ります。また、市営住宅における福祉向募集の推進等、住まいの確保を図ります。
- 住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図ります。また、利用者の状況や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるようサービス等利用計画の作成を図ります。
- 地域の相談支援の拠点である障害者基幹相談支援センターは、総合的な相談業務のほか、指定相談支援事業所に対する必要な助言等を行いながら相談支援の充実を図ります。また、区自立支援連絡協議会を活用し、事業所をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、地域における相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者等が地域での生活に安心感を持てるよう、居住に係る支援機能と地域生活に係る支援機能が連携して支援する面的な支援体制等の構築を図ります。



- 障害児の居場所づくり事業の一つである「いこいの家事業」を子どもの発達に不安を感じる保護者への支援の場と位置づけ、市内にバランス良く配置することを目指します。従来のいこいの家事業を「指定施設型」と位置づけ、新たな事業の実施手法として子育て支援の拠点等で行いこいの家事業を実施する「施設活用型」に取り組みます。また、「指定施設型」、「施設活用型」では実施が困難な地域で事業を実施する手法として「出前型」を実施します。
- 年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じて適切な支援が届けられるよう、地域における関係機関との連携を強化します。
- 障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めるとともに、虐待防止や成年後見制度の利用促進等、障害者等の権利擁護の取組を進めます。また、地域や職場で障害者等が安心して過ごせるよう、意思疎通支援の充実に努めるとともに、市民への啓発活動を通じて障害や障害者等に対する正しい理解の促進を図ります。

